

市民の芸術の祭典 第9回秋のこがねい市民 文化祭 展示の部参加者募集

時10月7日(木)～10日(日)
所小金井 宮地楽器ホールマ
ルチパーパススペース、市民
ギャラリー
☑絵画・書道・写真・手工芸
品等の展示
☒市内在住・在勤・在学の
方、市内に活動拠点を置き、

必ず開催期間中ボランティア
スタッフとして協力できる団
体・個人
■申込書・募集要項配布場所
7月1日から、コミュニティ
文化課(市役所第二庁舎4
階)、公民館各館、同ホール
■7月30日(消印有効)まで
に、郵送または直接、申込書
に必要事項を明記し、コミュ
ニティ文化課文化推進係(〒
184-8504住所不要 ☎042-
387-9923)へ

第11回 こがねい市民活動まつり 実行委員募集

令和4年3月13日に小金井
宮地楽器ホールなどで開催さ
れる、同まつりの実行委員を
募集します。参加を希望する
方は、お問い合わせください
い。
☒小金井ボランティア・市民
活動センター(☎042-387-0
011)

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

男女平等に関する 「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策に男
女差別が見られる場合の苦情
や、市民生活を営むうえで差
別的な扱いを受けた場合の人
権侵害による相談について申
し出ができます。
相談内容に応じて、必要が
ある場合は、市は当該機関等
の調査をしたり、説明を求
め、助言・指導、是正の要請
を行います。

また、苦情を公平に適切か
つ迅速に処理するため、専門
知識のある男女平等苦情処理
委員が苦情処理を行うことも
できます。
■受付時間 土曜・日曜・祝日を
除く午前8時30分～午後5時
☒市内在住・在勤・在学の方
■苦情・相談申出書(企画政
策課男女共同参画室、公民館
各館、図書館本館にあるほか
市ホームページからダウンロード

原則毎週金曜日とそのほか
月に1回、実施しています
(市報毎月15日号に翌月の開
催日を掲載)。
専門の女性カウンセラー
が、あなたのお話をじっくり
お聞きします。他の専門機関
の紹介もしています。
プライバシーは守られま
す。どのようなことでも構い
ませんので、お気軽にご相談
ください。
☒午後1時30分～4時30分

女性総合相談を ご利用ください

■苦情処理委員 永田晴夫さん
(弁護士)、古宮景子さん
(民生委員・児童委員)
☒秘密は厳守します。制度に
該当するか不明な場合は、電
話でのお問い合わせください
女性総合相談を
ご利用ください

相談方法面談または電話相 談

■相談日時 月曜・水曜日午後
5時～8時、土曜日午後2時
～5時(祝日・年末年始を除
く)
■相談内容 夫婦関係、職場の
人間関係など
■相談窓口 東京ウィメンズプ
ラザ(☎03-34400153
13)

男性のための 悩み相談

■相談日時 月曜・水曜日午後
5時～8時、土曜日午後2時
～5時(祝日・年末年始を除
く)
■相談内容 夫婦関係、職場の
人間関係など
■相談窓口 東京ウィメンズプ
ラザ(☎03-34400153
13)

配偶者・パートナーからの 暴力に悩んでいませんか

ひとりでは悩まず、まずは
相談ください。
☒DV相談+プラス1
☎0120-279-889(24時間
対応)

共通

☒企画政策課男女共同参画室
(〒184-8504住所不要・市
役所本庁舎2階 ☎042-387-9
853 FAX 042-387-1224)

応援弁当スタンプ2倍DAY

市内飲食店のお弁当(1個
800円)を、毎週水曜～金曜日
午前11時30分～午後1時30分
に本町暫定庁舎前で販売して
います。
☒期間 7月1日(木)～16日
5)

会計年度任用職員・ 任期付職員募集

■年齢等要件 年齢・国籍は問
いません
■採用予定日 8月1日(日)
☒資格要件等詳細は、市ホ
ームページをご覧ください
要項は市ホームページからも
ダウンロードできます
8) 庁舎1階 ☎042-387-9800

	業務名	月額報酬	募集人数
任期付	保育士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	3人
	栄養士	180,665円 (経験・職歴により加算あり)	1人
	保育士(育児休業代替)	202,515円	3人
	給食調理(育児休業代替)	158,240円	1人
会計年度任用	一般事務 課税窓口業務、市税徴 収業務、交通安全推進 業務、会計業務	165,300円	各1人
	一般事務(障がいのある方対象)	165,300円	若干名
	保育園給食調理業務	158,700円	1人
	学童保育指導員業務	185,900円	1人

固定資産税の 減額制度

【耐震改修工事に
伴う減額】
一定の要件を満たす耐震
改修工事を行った既存住宅
の翌年度分(通行障害既存
耐震不適格建築物であった
場合は、改修後2年度分)
の固定資産税(家屋分)を
申告により、2分の1(長
期優良住宅は3分の2)減
額します。
■申告期限原則改修工事後
3か月以内
【バリアフリー改修工事に
伴う減額】
一定の要件を満たすバリ
アフリー改修工事を行った
既存住宅の翌年度分の固定
資産税(家屋分)を申告に
より、3分の1減額します。
■申告期限原則改修工事後
3か月以内
【省エネ改修工事に
伴う減額】
一定の要件を満たす省エ
ネ改修工事(熱損失防止改
修工事)をした住宅の翌年
度分の固定資産税(家屋
分)を申告により、3分の
1(長期優良住宅は3分の
2)減額します。
■申告期限原則改修工事後
3か月以内
【長期優良住宅建築に
伴う減額】
一定の要件を満たす長期
優良住宅認定を受けた新築
住宅について、申告により
5年度分(建築確認申請書
で3階建て以上の中高層耐
火、準耐火住宅と確認でき
るものは7年度分)の固定
資産税(家屋分)を減額し
ます。
■申告期限新築した年の翌
年の1月31日まで
☒長期優良住宅の認定につ
いては、東京都多摩建築指
導事務所建築指導第二課
(☎042-464-2154)に
お問い合わせください
——◇共通◇——
■申告書配布場所 資産税課
(市役所第二庁舎3階)、
市ホームページ
■注意事項 新築軽減など他
の減額措置と同時に適用は
できません(バリアフリー
改修工事と省エネ改修工
事は、同時に適用できます)
☒要件等詳しくはお問い合
わせください
☒所定の申告書に必要事項
を明記し、必要書類を添え
て、資産税課家屋係(☎042
-387-9821)へ
【その他の住宅改修を
支援する制度】
▽木造住宅耐震改修助成金
|| まちづくり推進課住宅係
(☎042-387-9806)
▽重度の下肢・体幹機能障
がい等がある方への住宅設
備改善支援 || 自立生活支援
課相談支援係(☎042-387-
9841)
▽自立支援のための住宅改
修 || 介護福祉課高齢福祉係
(☎042-387-9843)
▽介護保険制度の住宅改修
|| 介護福祉課介護保険係
(☎042-387-9822)